

(案)

令和 8 年度第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B ※※※

令和 7 年 1 0 月 〇 〇 日

総 務 大 臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 1 0 1 - 0 0 5 2
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目 1 〇
興信ビル 2 F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
会長 島田 明

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」という。）第 110 条の 4 第 1 項の規定により、令和 8 年度における、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「算定規則」という。）第 5 条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は「1 4 8, 5 8 2, 1 2 9 円」となる。

- ・ N T T 東日本株式会社 1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円
- ・ N T T 西日本株式会社 5, 0 9 4, 9 8 7 円
- ・ 株式会社 Z T V 〇 円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表 1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和 6 年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注 1）。したがって、事業法第 107 条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

(注 1) 各第二種適格電気通信事業者の令和 6 年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料 1～3）による。収支の概要を【別表 2－1】に示す。

(参考 1) 事業法第 107 条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

(2) 特別支援区域のうち算定規則第 5 条第 1 項第二号イにより算定される単位区域（次の(3)の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があつた担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定規則第 5 条第 3 項の規定により、いずれの者についても算定規則第 5 条第 1 項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0 円）となる（交付金の額＝0 円）。

(参考 2) 算定規則第 5 条第 3 項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

(3) 特別支援区域のうち算定規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）の施行日（令和 5 年 6 月 16 日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

(参考 3) 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100 分の 50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電

気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表１のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数（算定規則第１５条第６項、同第１６条第３項関係）は次の表２のとおり。

表１ 算定規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

	算定規則第 5 条第 1 項第二号ロの単位区域数 (F T T Hアクセスサービスに係る単位区域)		計
	算定規則第 15 条第 2 項第二号のイ、ロの別		
	イ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第一号に該 当する単位区域	ロ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号に該 当する単位区域	
N T T 東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
N T T 西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社 Z T V	なし	なし	なし
計	3 4	3 4 9	3 8 3

表２ 算定規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
ＮＴＴ東日本株式会社	総務省審議会委員に限り開示		１０，６５１
ＮＴＴ西日本株式会社			１，０７７
計			１１，７２８

- ② ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社について、算定規則第５条第１項第二号ロにより、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第７条にしたがって同規則第１４条から第１６条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第１７条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が０以下の場合は０）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定規則第５条第５項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2) から (3) までによって算定した N T T 東日本株式会社及び N T T 西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表 2－2】）を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした（算定規則第 5 条第 4 項）。

- ・ N T T 東日本株式会社 1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円 < 9, 3 7 6, 1 0 0, 1 8 8 円
- ・ N T T 西日本株式会社 5, 0 9 4, 9 8 7 円 < 6, 6 4 1, 9 5 5, 0 0 5 円

（参考 4）算定規則第 5 条第 4 項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和 7 年 3 月 31 日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定規則第 19 条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（事業法第 106 条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和 8 年 3 月末の回線数）を支援機関が受領してから 2 週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記 1 の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記 (2) の通知から 40 日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

- ① 第二種交付金の交付期限までに算定規則第 22 条 1 項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記 1 の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一

部が納付されたときは、当該納付された額を算定規則第 22 条 2 項の規定により按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定規則第 22 条 3 項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に 1 円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることによって調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

(案)

【別紙】

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門（算定規則第 14 条）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の A と B の額の合計額

A : 次の B 以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第 14 条第 2 項)

B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2 / 3$ (第 15 条第 6 項)

a : 第 14 条第 2 項第一号 施設保全費等 $(= a_A + a_B \times 2 / 3)$

b : 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(= b_A + b_B \times 2 / 3)$

c : 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税
 $(= c_A + c_B \times 2 / 3)$

d : 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用
 $(= d_A + d_B \times 2 / 3)$

(1) 上記 a の施設保全費等は以下のとおり算定されている。

① 原価の届出があった算定規則第 15 条第 2 項第一号イ又はロに該当する単位区域は、いずれも令和 6 年度末において特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同イ又はロ（１）の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 72 号）の施行の日（令和 5 年 6 月 16 日）の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している（算定規則附則第 2 項）。

② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない（第 15 条第 2 項第二号）。

③ 第二号基礎的 F T T H アクセスサービスの提供に必要なとなる収容ルータに係る費用は原価として算定していない（第 15 条第 2 項第三号）。

④ 上記 a の計算において乗じる係数（第 14 条第 2 項第一号）は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた（第 15 条第 2 項第四号）。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の規定によっている（総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している）。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない（第 15 条第 5 項関係）。

2. 算定規則第 16 条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の C と D の額の合計額

- C : （次の D の設備以外の設備の場合） $e \times f$ （第 16 条第 2 項）
- D : （放送役務と共用している設備の場合） $e \times g \times 2 / 3$ （第 16 条第 3 項）

e 全国平均利用部門原価

令和 6 年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第 16 条第 2 項）

※ 令和 6 年度末の回線数と令和 5 年度末の回線数の合計を 2 で除して得た値

f : g 以外の回線数

g : 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及び g の回線数は、第 16 条第 2 項の規定によっている（第 9 条第 3 項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数である）。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E： （次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F： （放送役務と共用している設備の場合） $h \times g \times 2 / 3$ （第17条第2項第二号）

h： 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの収益の額（算定規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G： 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

(1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
I. 原価 $A + B + C + D$ 算定規則第14条（設備管理部門）の原価 $A + B$ A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ （第14条第2項） B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2 / 3$ （第15条第6項） a : 施設保全費等（第14条第2項第一号） b : 更新した設備の減価償却費（第14条第2項第二号）、除却費／撤去費用（第15条第2項第三号） c : 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税（第14条第2項第三号） d : その他既に設置されている設備に係る費用（第14条第2項第四号） 算定規則第16条（設備利用部門）の原価 $C + D$ C : $e \times f$ （第2項） D : $e \times g \times 2 / 3$ （第3項） e : 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額 f : 当該担当支援区域における回線数のうち g 以外の回線数 g : 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数（第3項）	総務省審議会委員に限り開示	
II. 収益の額（算定規則第17条） $E + F + G$ E : $h \times f$ （第一号） F : $h \times g \times 2 / 3$ （第二号） h : 全国平均収益額 G : 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額（第三号）		
I - II. 交付金の額	143,487,142 円	5,094,987 円

（注）端数のため合計（単位支援区域ごとに足し上げた額）と表の内訳が合わない場合がある。

【別表 1】

令和 8 年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者	交付金の額	説明箇所
算定方法（第 5 条第 1 項）	算定した額（円）	
NTT 東日本株式会社	143,487,142 円	
第一号（一般支援区域）	—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）	143,487,142	
イ（次の口を除く単位区域）	0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）	143,487,142	申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細
NTT 西日本株式会社	5,094,987 円	
第一号（一般支援区域）	—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）	5,094,987	
イ（次の口を除く単位区域）	0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）	5,094,987	申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細
株式会社 ZTV	0 円	
第一号（一般支援区域）	—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）	0	
イ（次の口を除く単位区域）	0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）	0	申請書本文 1 (3)
合計	148,582,129 円	
第一号（一般支援区域）	—	
第二号（特別支援区域）	148,582,129	
イ（次の口を除く単位区域）	0	
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第二号の単位区域）	148,582,129	

【別表 2】

【別表 2－1】第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支（第 1 表）の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	営業費用① (円)	営業収益② (円)	①－② (円)
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	359,918,392,072	516,808,929,572	△156,890,537,500
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	359,918,392,072	516,808,929,572	△156,890,537,500
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	309,069,422,031	383,796,765,478	△74,727,343,447
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	309,069,422,031	383,796,765,478	△74,727,343,447
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	3,962,805,162	5,289,116,100	△1,326,310,936
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	3,962,805,162	5,289,116,100	△1,326,310,936

【別表 2－2】第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	全ての担当支援区 域における第二号 基礎的電気通信役 務の提供に要する と見込まれる費用 の額① (円)	全ての担当支援区 域における第二号 基礎的電気通信役 務の提供により生 ずると見込まれる 収益の額② (円)	①－② (円)
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	485,857,471	400,348,644	85,508,827

第二種交付金認可申請書添付資料

(第二号算定等規則第4条第1項)

- 1 認可申請書 第二号算定等規則 様式第一
- 2 第二号算定等規則 別表第一の書類
- 3 第二号算定等規則 別表第二の書類
- 4 第二種交付金の額の算定根拠に関する説明をした書類